

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、神川町選挙管理委員会から次のとおり施設の名称の変更があった旨の報告があった。

令和二年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 渡瀬コミュニティ集会所	埼玉県児玉郡神川町渡瀬 五百三十二番地二	神川町長	百五十人
(新) 渡瀬コミュニティ集会所			